

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、昭和45年6月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②のうち、昭和46年4月から同年10月までの期間及び47年5月に係る標準報酬月額については、46年4月から同年7月までを3万9,000円、同年8月から同年10月までを4万5,000円、47年5月を5万6,000円に訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間③のうち、昭和47年7月に係る標準報酬月額については、6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間②のうち昭和46年4月から同年10月までの期間及び47年5月、並びに申立期間③のうち47年7月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和46年4月20日から47年6月1日まで
③ 昭和47年7月1日から同年9月1日まで

申立期間について、給料明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額に見合う保険料額よりも高額になっているので、控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額の相違について申

し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が給与から源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、昭和45年6月から同年9月までの期間については、申立人から提出されたA社の給料明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額（2万6,000円）を超える報酬月額（45年6月は3万1,756円、同年7月及び同年8月は2万9,169円、同年9月は2万9,930円）の支払を受け、2万8,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細書で確認できる保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間について、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を行っていない旨認めている上、A社が保存している当該期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」でも、事業主が申立人の標準報酬月額を2万6,000円として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和45年4月及び同年5月については、申立人から提出された給料明細書に記載された当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（45年4月は2万4,000円、同年5月は2万6,000円）がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間②のうち、昭和46年4月から同年10月までの期間及び47年5月については、申立人から提出されたB社の給料明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額（46年4月から同年9月までは3万6,000円、同年10月及び47年5月は4万2,000円）を超える報酬月額（46年4月は3万9,400円、同年5月及び同年6月は4万4,400円、同年7月は4万6,000円、同年8月は4万6,400円、同年9月は4万8,870円、同年10月は4万8,000円、47年5月は5万4,940円）の支払を受け、46年4月から同年7月までは3万9,000円、同年8月から同年10月までは4万5,000

円、47年5月は5万6,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細書で確認できる保険料控除額から、昭和46年4月から同年7月までは3万9,000円、同年8月から同年10月までは4万5,000円、47年5月は5万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和46年11月から47年4月までの期間については、申立人から提出された給料明細書に記載された当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（4万2,000円）がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

4 申立期間③のうち、昭和47年7月については、申立人から提出されたB社の給料明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額（5万6,000円）を超える報酬月額（6万3,000円）の支払を受け、6万4,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細書で確認できる保険料控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和47年8月については、B社は、当時の賃金台帳等の資料を保管していないと回答しており、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間②のうち、昭和46年4月から同年10月までの期間及び47年5月、並びに申立期間③のうち、47年7月について、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に解散し、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、事業所解散当時の事業主は、当時の資料は保管されておらず不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月、同年 7 月、平成 11 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月及び同年 7 月
② 平成 11 年 1 月及び同年 2 月

申立期間①及び②は、保険料未納期間とされている。しかし、いずれの期間の保険料も、送られてきた納付書を使って、近くの A 銀行の窓口で支払ったのは確かなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成 2 年 1 月頃に B 市で払い出されたことが確認できる上、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その際に資格取得日を昭和 60 年 6 月 27 日とする事務処理が行われたものとみられ、この資格取得日は、B 市の国民年金被保険者カードに記載されている申立人の資格取得日とも一致している。

また、オンライン記録により、申立期間①の国民年金加入記録は、平成 2 年 1 月 17 日に追加処理されたものであることが確認でき、申立期間①当時は未加入期間とされており、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点を基準とすると、当該期間の保険料は時効により納付することはできない。

申立期間②については、申立人は、「お金がたまってから国民年金保険料を払い込もうと思い、しばらく保管していた納付書を使って銀行の窓口で納付した。」と主張しているものの、国民年金保険料の納付書がどこから送付されてきたか覚えておらず、送付された時期及び納付時期等の記憶は明確で

ない上、納付金額についても2か月で3万円から4万円としており、当時の保険料額と相違している。

また、申立人が保険料を納付したとするA銀行C出張所は、「文書の保存は10年であり、保存期間経過のため廃棄となっている。」と回答しており、申立人の申立期間②における国民年金保険料の納付を確認できない。

さらに、申立期間②は、平成9年1月に基礎年金番号が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 45 年 12 月まで

申立期間当時、A市B町にあったC社に住み込みで働いていた。給料からいろいろと引かれていたので、会計をしていた社長の息子の嫁に聞くと「年を取ったときに役に立つ」と言われたため、年金のことだと思っていた。申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、C社（当時は、D社）は、昭和45年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、42年8月1日から45年3月1日までの期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、C社は既に廃業している上、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、C社での勤務期間及び当時の同僚の名前を明確に覚えていない上、オンライン記録から連絡先が明らかとなった同僚3人（このうち1人は、申立期間前の昭和41年から同社で働いていたと供述）は、いずれも申立人を覚えていないと証言している。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日以降の期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 869 (事案 762 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月1日から26年12月28日まで
② 昭和32年2月1日から35年1月30日まで

新たな資料として、当時の新聞の記事と時効特例給付支払決定通知書を提出するほか、当時の同僚の名前を挙げ、前回の申立期間を変更して再申立てを行うので、A社(現在は、B社)及びC社に勤務していた期間の年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立て(前回は、申立期間を昭和25年8月から26年12月までとする申立て)については、同僚一人の証言から判断して、具体的な時期は特定できないが、申立人がA社に勤務していたこととはうかがえるものの、i) B社は、当時の人事記録等の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答していること、ii) 当時の事業主及び事務担当者の連絡先が明らかでなく、連絡先を確認できた同僚(5人)からも、申立人の同社における勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言が得られないこと、iii) ほかに申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、また、申立期間②に係る申立て(前回は、申立期間を昭和32年2月から34年12月までとする申立て)については、同僚一人の証言から判断して、具体的な時期は特定できないが、申立人がC社に勤務していたこととはうかがえるものの、i) C社は既に解散している上、当時の事業主からも申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言が得られないこと、ii) 連絡先を確認できた同僚(6人)からも、申立人の同社における勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言が得られないこと、iii) ほかに申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決

定に基づき、平成 23 年 6 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、新たな資料としてA社の当時の重役が県議会議員選挙に当選した旨の新聞記事及び時効特例給付支払決定通知書を提出するとともに、新たに申立期間①及び②当時の同僚の名前を挙げ、申立期間を変更した上で、再度申し立てている。

しかしながら、申立人から新たに提出された資料では、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①のA社及び申立期間②のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が新たに名前を挙げた同僚については、いずれも被保険者記録が確認できない上、当該同僚の連絡先も明らかでないことから、申立期間①及び②当時の両事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 6 月 1 日まで

A社本店（B事業所）にC職として勤務していた期間について、脱退手当金を支給済みとされているが、いずれ再就職することがあり得たことから支給を請求するはずはない上、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

また、申立人が勤務していたA社本店に係る被保険者名簿の申立人の前後各50人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年6月1日の前後2年以内に資格喪失し、当該事業所において2年以上の被保険者期間がある女性13人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8人に支給記録があり、いずれも資格喪失してから約3か月以内に支給決定されている上、複数の同僚は、「会社から脱退手当金の説明を受けた。」と供述していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 26 日から 45 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、A 区役所で納付した国民年金保険料が昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで還付されていることが判明した。

国民年金保険料の還付期間を含めた昭和 42 年 3 月 26 日から 45 年 3 月 31 日までは、B 社において住み込みで製造と販売をしていたので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 市の国民年金被保険者名簿及び申立人が名前を挙げた同僚（3 人）の証言により、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、厚生年金保険加入事業所台帳及びオンライン記録により、B 社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、B 社の事業主は、既に死亡しており、申立期間当時の当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、上述の同僚（3 人）は、いずれも「給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と回答している上、当該同僚（3 人）にも、B 社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。